

税制のEBPMに関する専門家会合（第2回）議事録

日 時：令和6年11月19日（火）13時00分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○赤井座長

時間となりましたので、「税制のEBPMに関する専門家会合」の第2回を開会します。

前回に引き続き、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインも利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者はお手元にお配りさせていただいておりますので、御確認ください。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ対応させていただきます。

本日の議題は、1つ目に「近年の法人税改革の振り返り」、2つ目に「租税特別措置の検証」、この2つの論点について議論を行っていきたいと思います。

まず、「近年の法人税改革の振り返り」では、オブザーバーとして、日本経済団体連合会に参加していただいております。

また、「租税特別措置の検証」では、令和6年度末に期限を迎える租税特別措置のうち、代表的なものである中小企業税制を取り上げます。財務省からの説明のほか、EBPMの観点から中小企業庁からも御説明をいただきます。このテーマでは、オブザーバーとして日本商工会議所に参加いただきます。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○赤井座長

それでは、議題「近年の法人税改革の振り返り」に入りたいと思います。

まず、財務省から資料を説明していただいた上で、皆様に御意見、御質問等をいただきたいと思います。資料は、お手元の資料（証2-1）となります。

財務省主税局税制第三課の宮下課長、御説明をよろしく願いいたします。

○宮下主税局税制第三課長

資料に沿って説明させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。

法人税の法定税率は、2010年代に2度にわたって引下げが行われております。平成23年度税制改正で30%から25.5%に、平成27・28年度税制改正、これは「成長志向の法人税改革」と言われているものですが、その中で25.5%から23.2%へと引き下げられております。

なお、このページの※印のところ、平成26年度改正では復興特別法人税を1年前倒しで廃止した経緯がございます。

3 ページ目をお願いいたします。

まず、平成23年度税制改正の際の考え方を振り返りたいと思います。「(2)改革の取組み」のところ、法定税率の引下げにより我が国の企業の国際競争力の向上、立地環境の改善が図られる、そして、我が国企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組むこと等が期待される、こういった考え方が述べられております。

下段の「(参考)」のところ、平成23年度税制改正では、法定税率引下げに伴う減収の半分程度を課税ベースの拡大等で確保しております。

4 ページ目をお願いいたします。

次に、平成27・28年度税制改正で行われた成長志向の法人税改革、これは法人税率を25.5%から23.2%へと下げた際の考え方を振り返りたいと思います。

法人実効税率20%台の実現を目標に行われたものですが、「①法人実効税率「20%台」の実現」のところ、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促すと趣旨が述べられております。

5 ページ目をお願いいたします。

成長志向の法人税改革においては、資料にもありますとおり、課税ベースを拡大しながら法定税率の引下げを行ったところです。

6 ページ目をお願いいたします。

こちらは、法人の所得金額と法人税率、法人税収の関係を示したものです。キャプションの1つ目に書いておりますが、近年、確かに法人税収は増加傾向にあります。その伸びは法人の所得金額の伸びに比して小さく、法人税の税収力が低下している状況にあると考えております。

7 ページ目をお願いいたします。

地方法人二税の税収の推移です。こちらは御参考です。

8 ページ目をお願いいたします。

こうした2010年代の法人税の法定税率の引下げが所期の成果を上げたのかという点が問われていると思います。昨年末の与党税制改正大綱では、下から2つ目のパラグラフの下線の部分ですが、「近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない」、それから、最後のパラグラフの後半部分ですが、「賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である」と述べられております。

9 ページ目をお願いいたします。

昨年6月の政府税調においてお取りまとめいただいた中期答申におきましても、「『成長志向の法人税改革』については、こうした世界的な構造変化の中において、国内における投資を活性化させるという点に関し、どのような効果を有したか、今後

客観的・実証的な検証が求められます」と指摘されているところです。

10ページ目をお願いいたします。

法人税をめぐる状況について幾つか資料を御用意しております。まず、法人税の納付主体についてまとめたものですが、資本階級別の法人税額の表、10年前と比べますと、大法人の法人税額の割合が64.9%から57.4%へと約7%減少しているという状況でございます。

11ページ目をお願いいたします。

内部留保と現預金等の動きですが、リーマンショック前の2007年と比較いたしますと、コロナ前までの期間を見ても、いずれも大きく増加しているという状況でございます。

12ページ目をお願いいたします。

これは、企業が毎年の最終的な利益をどのように処分しているかという状況を表したものです。これを見ますと、一番下の「法人税額」や法人住民税を含みます「その他社外流出」という部分のシェアが大きく減少しているのが分かりますかと思えます。その一方で、支払配当が増加するとともに社内留保に回る分も、近年、40%台後半から50%へとシェアが趨勢的に増加しているのが分かりますかと思えます。

13ページ目をお願いいたします。

ここから改めて、投資、賃金、直接投資の動向について資料を入れております。

まず、投資の動向でございます。国内設備投資等の推移のグラフで、海外における設備投資、M&Aが大きく増加しておりますが、国内での設備投資の伸びは大きくないという状況にあらうかと思えます。資本金階級別の設備投資の推移のグラフで、特に近年の法定税率の引下げにより、投資の増加を期待された大法人の動きが鈍いという状況になっております。

14ページ目、賃金の動向でございます。平均賃金の推移の国際比較のグラフで、諸外国と比べて我が国の賃金水準は低迷しているという状況でございます。事業所規模別の賃金の推移のグラフで、賃上げの動向を事業所の規模別に見ますと、大きな事業所において動きが鈍いという状況になっております。

15ページ目をお願いいたします。

労働分配率の推移のグラフを資料につけております。新型コロナウイルスの影響等も見てとれますが、大企業の労働分配率は減少傾向にあることが分かりますかと思えます。

16ページ目をお願いいたします。

最後に、直接投資の動向でございます。対外・対内直接投資（ネット、フロー）の推移のグラフは毎年のフロー、海外生産比率、対外・対内直接投資残高（ストック）の推移のグラフはストックを示しております。フローで見ても、ストックで見ても、対外直接投資が大きく増加する一方で、対内直接投資は大きく増加していないという

状況でございます。その結果、海外生産比率も上昇傾向にあるということが言えると思います。

17ページ目をお願いいたします。

こちらは、昨年度の内閣府の日本経済レポートです。こちらでも、概要は今申し上げたようなことが述べられていると思います。

18ページ目をお願いいたします。

次に、法人税率が投資や経済成長に与える影響について、幾つか先行研究を資料に入れております。まず、1981年のSummersの論文です。この論文では、新たな設備投資にフォーカスした投資減税を行ったケースと、法人税率の引下げを行ったケースについてシミュレーションがなされております。投資減税（税額控除）のケースと法人税率引下げのケースの表にもありますとおり、投資減税のケースのほうが新たな設備投資を増加させる効果が大きく出るという結果になっております。

このため、文章の下線部分に書いてありますが、設備投資を促進するには、法人税率の引下げではなく、投資減税を行うほうが有効であるといった分析がなされております。

19ページ目をお願いいたします。

ここからは最近の論文を幾つか御紹介したいと思います。

まず1つ目、こちらは法人税率が成長率に及ぼす影響に関する42の学術論文に掲載された441のデータをメタアナリシスという手法で分析したものです。分析結果として、法人税率を1%上げると成長率が0.02%下がるという弱い負の関係があると指摘されております。その上で、出版バイアスがあるといった指摘がなされております。すなわち、法人税率と経済成長について負の関係を示した分析のほうが、相関関係が全くないとする分析よりも有名なジャーナルに掲載されやすいといったことが分析されており、そうした出版バイアスの影響を除きますと、法人税率が経済成長率に影響を及ぼしているというエビデンスは得られないとされております。そして、こうした結果は、法人税率と成長率は必ずしも負の関係にあるわけではないとする近年の理論研究と整合的であるとも述べられております。

また、最後のパラグラフ、法人税増税と生産的な公共財増加の組合せが成長を促進しようといったことも指摘されております。

20ページ目をお願いいたします。

こちらは、前回の6月の専門家会合でも紹介したOECDのワーキングペーパーです。この論文では、2008年までとは異なり、2009年以降、リーマンショック以降は法人税率が投資に与える影響が著しく低下し、大きな影響を及ぼしていないといった分析がなされております。また、法人税の法定税率引下げを通じた投資促進は、従来考えていたよりもあまり効果的ではないかもしれないといった分析もなされております。

そして、真ん中の辺り、2009年以降は大企業、多国籍企業、無形資産を多く保有す

る企業、高収益の企業については、法人税に対してより不感応になっている。そして、法人税減税によって大企業等が投資を牽引するようにはならないといった分析がなされております。また、最後のパラグラフで、十分に的を絞った税制上の支援が検討に値すると指摘されております。

以上はクロスカントリーの分析ですが、続いて日本の企業を対象としたIMFの分析について資料にまとめております。

この論文では、「法人税負担の軽減は、企業の収益を改善させたが、投資を増加させるのに効果的ではなかった。企業は、投資や賃金を増加させず、現預金保有に回した」と分析されております。

22ページ目をお願いします。

法人税と直接投資の関係についてです。従来、受入国の税制は海外からの直接投資の流入に大きく影響するという議論が見られたわけですが、この論文ではそれは非OECD諸国に限られるといった分析がなされております。OECD加盟国については高い水準の制度を有しており、そうした要素が海外直接投資の流入に重要な影響を与えているといった分析がなされております。

23ページ目をお願いいたします。

こうした先行研究での示唆も踏まえ、事務局において回帰分析を行ってみました。まず、G7諸国の近年のパネルデータを用いて、設備投資、賃金、対内直投のそれぞれの決定要因を分析してみました。いずれも法定税率は有意な変数とはなりません。

24ページ目をお願いいたします。

日本の時系列データを用いて、設備投資及び賃金のそれぞれの決定要因を分析してみました。いずれも法定税率は有意な変数とはならなかったということです。

この回帰分析の結果を見ますと、物価上昇率や経済ショックというものが有意な変数となっておりますので、法定税率ではなくて、マクロ経済環境の改善が有効と考えられます。

25ページ目をお願いいたします。

こちらは参考というか補足ですが、頑健性をチェックするための資料でございます。サンプルの対象期間を変えた場合、あるいは大法人、中小法人に分けた場合も、同様に法定税率は有意な変数とはなっていないという状況になっております。

26ページ目をお願いいたします。

法人税の法定税率の引下げを議論していた2010年代前半からは、様々な経済社会の構造変化があったと考えられます。それを幾つか資料にまとめてみました。

まず、10年前の議論を振り返りますと、為替、経済連携協定、法人税負担、労働市場の硬直性、環境規制、電力供給・電力コストの面で、日本企業は六重苦に苦しんでいるといったことが強く指摘されていたところだと思います。

この点、「現状」は経済白書の記載をまとめたものですが、少なくとも為替相場、経済連携協定も含めて当時とは状況が大きく変わってきているということだと思えます。

27ページ目をお願いいたします。

我が国の企業の経常利益の変動を要因分解したものです。この分析によりますと、経常利益の増加は、積極的な設備投資等を通じた売上高の増加によってもたらされたものではなく、生産効率化も含めた変動費の減少、設備投資の抑制、支払利息の減少といった企業のコストカット、あるいは、海外生産の拡大に伴う営業外収益の増加によってもたらされてきたことが分かりますかと思えます。

28ページ目をお願いいたします。

我が国の企業のバランスシートの負債と純資産側の変動を分析したものでございます。右側のグラフにございますように、総資本に占める借入金の割合が減少する一方で、総資本に占める利益剰余金の割合が大きく増加しており、財務基盤が強化され、資金制約は緩和している状況は分かりますかと思えます。

29ページ目をお願いいたします。

企業のバランスシートの総資産サイドの変動を分析したものです。総資産に占める現預金、有形固定資産（除く土地）、投資有価証券の比率の推移のグラフを御説明させていただきますが、総資産に占める有形固定資産の割合が減少する一方、総資産に占める現預金は近年増加傾向にありますし、将来成長が見込まれる海外での子会社設立、あるいは海外企業のM&Aの増加を反映いたしまして、総資産に占める投資有価証券が増加しているのが分かりますかと思えます。

30ページ目は、日本企業が事業展開をする際にどんな要素を重視するのかというJETROのアンケート調査です。これによりますと、市場規模や成長性が極めて大きな要因とされる一方、税制面での優位性は考慮要素として極めて順位が低いという状況になっております。

最後、31ページ目は、労働市場の状況変化です。近年の法人税の法定税率の引下げは、積極的な賃上げあるいは雇用創出というものを目的の一つとして行われたものですが、当時と比べ、労働市場は大きく逼迫しており、この点も大きな状況変化があるものと考えております。

○赤井座長

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見等をいただきたいと思います。まず、オブザーバーとして日本経済団体連合会から小畑経済基盤本部長に出席いただいておりますので、御発言をお願いできればと思えます。

○小畑日本経済団体連合会経済基盤本部長

いろいろ御説明いただいたところでございますが、私どもは実感をまず申し上げた

いと思います。

特に平成27・28年度に行われました法人税改革につきましては、課税ベースの拡大を伴いながら、ほぼ税込中立で行われたと認識しておりまして、税負担の軽減があったわけではない。そういう中での効果でありますので、その分、効果が幾分差し引かれるということになったのではないかと考えているところです。

一方で、その後の国内の設備投資の状況や昨今の賃金の動向を見ますと、コロナ禍で一時的な落ち込みがあったということで一旦止まった状態にありましたが、総じて増加傾向で推移していると認識をしております。

特に足元では、設備投資は過去最高の水準、102兆円を超えるという状態になっておりますし、賃上げ率も、大企業ベースで申し上げますと、令和5年が3.99%、令和6年は5.58%と、2年連続で30年ぶりの高水準という結果となっております。

また、私どものほうでは来年度に向けて、令和5年、令和6年、令和7年、ホップ・ステップ・ジャンプということで、さらに賃上げを推進していこう、持続的な賃上げへ持っていこう、そういう取組をしているところです。

こうした状況を踏まえますと、かつての法人税率の引下げが税負担の軽減を伴っていない状況ではありましたが、企業活動の活性化を後押ししていただいたという実感を持っているところです。

一方、税率につきましては、国際的なイコールフットィングの観点が重要だと思っております。実効税率を見ますと、主要国の中では依然として我が国の水準は高いほうの部類であるということです。

一方で、これから議論されるであろう防衛力強化に係る税制措置が実施されれば、再び実効税率は30%台を上回る状況でもあるということもお踏まえいただければと思います。

また、諸外国におきましても、アメリカ等々のいろいろな動きもありまして、今後、諸外国がどう動くかということもよく見ながら御判断いただければと思っております。

それから、租税特別措置については、効果検証は必要であると思っておりますが、投資に係る意思決定から実行に至る期間、こうしたタイムラグを踏まえますと、すぐに効果が現れるものではありませんし、また、意思決定をした頃にはその租税特別措置の期限が来てしまうということではなかなか使いづらいということもあります。そういうことで、息の長い措置が期待されているところです。

本日御説明をいただいた資料につきまして、幾つか気づいたところを僭越ながら申し上げます。

まず10ページ、法人税の納付主体の変化で2011年度と2021年度を比べますと、赤で囲っているところが幾分減っているところですが、恐らく減っているのは資本金が100億円以下のところ、100億円から1億円超の間のところが減って、資本金1億円以

下のところがかなり増えている、そういう状態にあると見ておりまして、これは今年の税制改正で手当いただきました外形標準課税の話にも絡むのではないかとということで、1億円に減資した企業が結構たくさんあったことも影響を及ぼしているのではないかとということが一つ浮かんだところです。

次に11ページです。現預金については、確かに金額としてはかなり増えているという状態ではありますが、総資産に占める割合を考えますと、それほど増えてはいない。むしろ大企業にあっては減少傾向だと認識をしております、企業がものすごく現預金をため込んでいる状態にはないのではないかと考えております。

諸外国の状況を見ましても、大体同じような水準で推移をしていると認識をしております、企業の経営上、一定程度の現預金を保有している必要があるという観点は、先進国企業においてはかなり共通した認識ではないかということです。

次に14ページの賃金の推移のところでは、こちらに掲げていらっしゃる傾向というのはそのとおりなのだろうと思いますが、一方で、ここにはございませんが、厚生労働省が「令和6年財政検証の経済前提について」というレポートで分析をされておりますけれども、この30年間の日本の実質賃金が伸び悩んだ主な原因は交易条件の悪化であるという結論が出ています。こうした検証結果についても御勘案いただければということで、必ずしも企業の労働分配に不具合があったということでもないのではないかと考えているところです。

次に15ページの労働分配率の推移です。ここに掲げられております法人企業統計年報をベースにした計算では、確かに低落傾向にあるということですが、一方、国民経済計算ベースで計算してみますと、必ずしも低下していないと認識をしております、この辺、どう数字を見るのかという分析もしていただくとよいのではないかと考えております。

次に24ページの設備投資に係る回帰分析のところでは、詳しい分析のところは中の構造がよく分からないのですが、投資判断へのタイムラグとか資本コスト、あるいはキャッシュフローといったものを通じた影響も考慮する必要もあるのではないかと考えた次第です。

それから26ページの企業を取り巻く状況の変化で、特に為替相場についてはかつて円高から今や超円安という状況で、大きく状況が変わっております、それはそれで問題があるのですが、一方で、経済連携協定についてはかなり推進をいただいているということで、その他のところについても当局の御尽力によりいろいろな面で改善が見られているところではございます。一方で新しい状況の変化もある。特に、前々から続いておりますが、国内の人口減少というところは非常に影響が大きくなっている。それから、自然災害の激甚化もある。あるいは、経済安全保障をめぐるいろいろな制約が生まれている。あるいは、地政学上のリスクが高まっている。こうした新たな課題も多々ある中で、企業としては予見可能性がますます不安定なものになっていると

いうことで、いろいろな不安定要素を抱えながら投資判断をしていかざるを得ない状況になっているということも、今後とも政策立案においては御勘案いただければと思っていますところでは。

○赤井座長

ありがとうございました。

続きまして、皆様から御意見等をいただきたいと思います。前回同様、御意見等がある場合には、会場で御出席の方も含め、皆様方、画面上の挙手ボタンを押していただければと思います。発言順につきましては、私から指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言いただければと思います。

熊谷委員、お願いします。

○熊谷委員

私は後半のところ少し多めにお話ししたいので、前半は3点だけ簡潔に申し上げます。

まず、1点目として、法人税率の引下げについては、10年前に期待されたような効果は出ていないというのは明らかではないかと、私は考えます。

また、18ページ以降で御説明いただきましたが、様々な先行研究、実証研究等によれば、法人税率の引下げが経済成長や設備投資などに与えるポジティブな影響は必ずしも明確には確認できません。加えて、グローバルな動きをみても、法人税率の引下げ競争、いわゆるRace to the bottomにはが一定の歯止めがかかるようになってきました。これらのことを総合的に勘案すると、今後に関して言えば、やはり法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要ではないかと考えます。

2点目としては、むしろ対象を絞ったピンポイントの投資減税のほうが有効なのではないでしょうか。例えば、IT投資や省力化投資等です。私ども大和総研のシミュレーションで、現状、我が国では年間5兆円程度の省力化投資が行われていますが、これが16兆円程度、3倍強に増えたとすれば、2030年代の前半にかけて、人手不足をそれによって賄うことができます。こういったことなどを考えても、IT投資や省力化投資などに対象を絞ったピンポイントの投資減税のほうが有効なのではないかというのが2点目です。

最後に3点目としては、税だけに頼るのではなくて、税と予算、歳出、これらを一体的に検討することが肝要だと思います。予算、歳出は赤字企業などに対してもきめ細かく手当てができる訳ですから、税だけに頼るのではなく、予算、歳出などに関する施策も一体的に考えることが重要なのではないのでしょうか。

私からは以上の3点を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○赤井座長

ありがとうございました。御意見ということで聞かせていただきました。

佐藤特別委員、お願いします。

○佐藤特別委員

タラレバというのはあったもので、仮に10年前に法人税率を下げていなかったら本当はどうなっていたのか。効果がなかったという議論もありますが、もっと悪くなっていたかもしれない。これは分からないですよ。本来であれば、こういうのはマイクロデータがあって、法人税の減税の影響を被っているグループと、例えば繰越欠損金とかがあって同じような属性を持っているが、法人税の減税の恩恵を直接被らなかったグループに分けてちゃんと効果検証をする、本来はこういうデータ分析があってしかるべき。今、税務データの利活用を進めています、こういうデータがないと本当のところは何とも言えない。

クロスセクション、国際比較はもちろんよろしいのですが、あくまで国際比較なので、パネルデータと言ってもその効果について、普遍的な効果が国によって、あるいは企業の属性も違うので、本来であれば国際的な比較ではなくて、国内で実際どうだったのかを見ることができるといいという気はしていますが、これはデータの不足というのが検証の問題になってくると思います。

これはリクエストですが、今後、さらに法人税率を下げるにしろ、上げるにしろ、あるいは仮に投資減税を含めて特定のセクターに対して減税を強化するにしても、あらかじめ検証できる仕組みをつくっておいたほうがいいと思います。ビフォーアフターでどう変わったのかということ。そして、影響を被らなかったグループとの比較が本来あるべきだと思います。新しい租税特別措置なり、政策減税をやるのであれば、初めから効果検証のできる仕組みをつくるべきだと思います。

あと、確かにピンポイントで投資減税というのは多分効果があるだろうというのはいろいろな研究でも出てくるのですが、私は効果と言うときに、投資が伸びたから効果があるという言い方はデフレ下の経済の議論だと思うのですよね。デフレ下においては、投資減税で投資が伸びれば需要が増えますので、需要が増えればデフレから脱却につながる。本来我々が今求めているのは中長期の経済成長力なので、果たしてこれが本当に生産性の向上につながったのかどうかというサプライサイドにおける効果に着目した検証をどうせやるならばぜひ進めてもらえればと思います。

最後に1点だけ。トランプ政権が出てきたので、今後どうなるか分からないということだと思います。確かにOECDのリーダーシップの下、ピラー1、ピラー2ができましたが、恐らくアメリカは批准しないですよ。そうすると、世界的に見ると、DSTがまた復活してくるかもしれないし、底辺への競争が再発するかもしれないということで、新しい現状を踏まえた政策を考えていく必要があると思っています。

手短にもう1点だけ。リーマンショック後と言いますが、近年、例えば法人税の効果が、成長であれ、投資に対してあまり出てこないというのは、恐らく無形資産が多くなってきたということで、ゼロ金利が影響しているような気がします。ゼロ金利と

いか、金利が低いというのは、借入金の支払利息金、利払い経費は課税ベースに対する影響はなくなります。そうすると、出資であろうと、融資であろうと、資金調達上、法人税はニュートラルになります。あと、無形資産は基本的に全て経費なので、恐らくそういった経済構造の変化と近年の低金利も影響しているという気がしています。

○赤井座長

國枝教授、お願いします。

○國枝中央大学法学部教授

こここのところの日本経済についてSummers教授は長期停滞にあるのではないかという話を指摘したわけですが、長期停滞というのはマクロ経済的な意味での過剰貯蓄の状況ということになる。そうすると、それに対しては投資促進と貯蓄の抑制が必要になります。投資促進なのですが、今回御説明いただいた資料でも明らかなように、最近では法人税率引下げよりも投資減税のほうが効果があることが知られています。

これはもともと御紹介いただいたSummers教授の古典的論文で、投資促進のためには法人税率引下げよりも投資減税ということが言われてきたわけですが、最近のビッグデータ、これは必ずしもクロスセクションではなくて、むしろ国際的なパネルデータ、それから各国のビッグデータも手に入るようになっていきますので、それに基づいたパネルデータの分析でもそういったことが確認されている。それから、重要なこととして、減税の投資促進効果が産業分野とか企業のタイプによって非常に異質性がある、ばらつきがあることが確認されています。

したがって、企業投資促進ということについて言えば、理論的にも最近の実証研究を踏まえても、法人税率の引下げではなくて、むしろ対象を絞った投資減税のほうが有効だろうと思います。

他方、貯蓄抑制のほうですか、実は日本は過剰貯蓄主体が企業部門になっています。ですから、企業部門の貯蓄の抑制が必要になってくる。企業部門の貯蓄というのは内部留保であり、あるいは現預金の積み上がっている状況ということになってくる。この重要な要因として、これは日本だけではないですが、国際的にも法人税率の引下げということが知られています。

先ほど、日本の労働分配率の低下は交易条件の変化ではないかという話もあったのですが、実はアメリカのデータでも労働分配率の低下が指摘されており、交易条件の相手側も同じような状況なので、交易条件の変化では説明が難しい。やはり、法人税率の引下げが内部留保、現預金積上げの原因になっているというのは確かだろうと思います。そうしますと、税制によって企業の内部留保の抑制を図ることが必要になってくるのだろうと思います。

具体的には、御紹介いただいたOECDペーパーを読みますと、今日の資料には掲載されていませんでしたが、法人税率を引き上げて、それを財源として効果のあるところ

に投資減税をするのが有力なパッケージとして検討に値するということが書かれていまして、その方向での検討というのがあるのだらうと思います。

それから、日本企業の海外投資及び外国企業の日本での直接投資の関係で言いますと、企業は市場の成長性とか現地生産のメリット等、様々な要因に基づいて、まず進出地域を考えて、その後に税制を考えるということがありますので、税制だけで投資が決まってくるわけではないということにも留意する必要があると思います。

○赤井座長

神山教授、お願いします。

○神山東京大学大学院法学政治学研究科教授

私からは、まずEBPMについて、政府税調本体の会合でも御議論があったと思うのですが、やはり透明性を高めることが重要ではないかという観点から、コメントを2つほどさせていただきたいと存じます。

1つ目は、19ページのメタアナリシスについてです。十分なデータが現在ない中で外国の実証研究を参照するということがあるわけですが、出版バイアスの問題等もございまして、この点に留意する観点から、メタアナリシスのほうが個別の研究論文よりも望ましいのではないかという点が一つ目のコメントでございまして。

もう一つ、後半のところとも重複するのですが、先ほど佐藤特別委員がおっしゃった効果検証との関係でございまして。

効果検証はとても大事ですので、個別の政策を分析するのにデータが必要だということでしたら、手続面の環境整備を事前しておくことが重要ではないかと考えます。例えば時限を迎える措置や、新たに政策的に時限的な減税をするということであれば、効果検証が後日できるように、事前の段階で、政策税制の手続的要件としてデータ提供を法令に明記することも効果的ではないかと考えます。法人税の確定申告の情報だけでは十分にEBPMが回せないということであれば、必要になる情報について、特定の政策減税の恩恵を受けようとする場合には、効果検証に必要となるデータの提供も併せてしていただくことを手続的な要件にするということ、効果検証を可能にする環境を事前に整備するという手法が考えられるのではないかという気がいたします。

もう一つ、データだけではなく、各要望官庁、財務省、両方なのですが、透明性を高めるという観点から、事前にこういった手法で分析をするのかということもあらかじめどこかに明記しておくことが、透明性を高めるという観点から望ましいのではないかと考えます。

○赤井座長

中空委員、お願いします。

○中空委員

いろいろ示唆に富む、かつチャレンジングな資料を用意していただきましてありがとうございました。

資料からは、法人税率を引き下げることが企業の業績や日本の景況感に必ずしも資するものとは言えないということが分かってきたと思いますので、柔軟に考えていくことに対する示唆をいただいたと思います。

それ以外のことを幾つか申し上げたいのですが、まず、経団連の方もおっしゃったのですが、大企業と中小企業、中堅企業が曖昧になっている。企業というと、法人税のところだとどこのことを言っているのか、セクターは何か、少し真剣にブレイクダウンを考えなければいけないときが来ているのではないと思います。中小企業成りをするとか、資本金を1億円以下にわざわざ減資する行動も多いように思いますので、そういった定義との関係も考えなければいけない。これが1点目です。

2点目は、社内留保が伸びていることで、時折、政治的に社内留保の分に課税しようという話が出るかと思うのですが、それはあってはならないことだと思います。企業がせっかく稼いだお金をどのように使うかというのは企業の自由であり、ちゃんと収益を上げるよう行動するのは国よりも上手だと思っているのです。

ただ、なぜ内部留保が多いのかという話をするとき、この2週間ぐらいで大企業のCF0の人たちと話す、幾つもの人が言っていたのは、リーマンショックの後なんか急になくなったファンディングの怖さを思っていると言っているのです。やはり日本は市場が育ってなくて、間接金融が多いので、それによる急激なファンディングの難しさを感じるので社内留保を残している。なので、税制の変化も当然なのですが、金融市場の柔軟化が本当は必要ではないかと思うのです。

その意味で、税でできることは何かというと、企業の持っているお金のポートフォリオの構築に対して、こういうほうがいいのではないかという政策を反映してもらうこと。例えば、多くの先生がおっしゃっていましたが、投資減税をするとか、その投資減税も特に今はGXをやっていくと言っているのだから、GXに関する投資減税をするとか、あるいは今まで持っていた有形資産を加速度償却することに使うとか、やりようはあるのではないかと思います。

また、金利が低いときという話もあるのですが、私はすごい長いことクレジットアナリストをやっているのですが、2013年以降、日本はほぼほぼマイナス金利ですよ。それでも、社債市場が大きくなっていないというのは一体どういうことかと私は基本的に思っております。結局、企業が行動として借入金を持ってこられない、社債を増やしてこられない。28ページの左側にある借入金というところだって、2016年以降、青いところが増えてきているように見えますが、これは社債のところはちょっとずつ増えてきているように見えているが、借入金のほうがもっと増えているわけです。なので、低金利でも日本の企業行動はさして変わっていないのではないとも言えまして、こういった社債をもっと発行するような税制をつくるとか、日本として事業会社に、こういう行動を取ってもらいたいということに対していざなうような税制は少し考えていいと考えます。

○赤井座長

宮本財務総合政策研究所総括主任研究官、お願いします。

○宮本財務総合政策研究所総括主任研究官

3点申し上げたいと思います。

既に他の委員の方からも話がありましたが、1点目は、法人税率の引き下げに意図した効果があったのかどうかです。これは、法人税を引き下げたケースと、もし引き下げなければどうだったのかという場合を比べないと、分からない部分ではありますが、御提供いただいた分析データからは、意図した効果は出なかったと言えるのではないかと私個人的には考えております。

2点目は、データ整備の重要性です。こういった研究を行う際には、マイクロデータ、いわゆる税務データを活用した分析が必要となってくるので、今後、データ整備を進めていく必要があると思います。

とはいえ、EBPMの観点から、入手可能なデータで何かできることをやらなくてはいけない場合には、今回お示しいただきましたように、先行研究の整理、海外の事例紹介をしつつ、独自にデータ分析をされるのは、試みとして私は重要だと思っております。とりわけ、今回は一国だけの分析ではなくて、G7のデータを使ってパネルデータでも分析をされている。日本のデータを見ますと、法人税の動きはステップファンクションになっているため、それほど変動はないわけですが、G7まで拡大すると、それなりに法人税に変動が観察されます。一国だけのデータでやるよりはこういったパネルデータでの分析をされるのは試みとして私は評価できると思っています。マイクロデータが使用しにくいという制約された状況で、先行研究の整理と同時にこういった分析結果を出していくのは、できる範囲で重要だと思っております。

また、EBPMの観点からは、再現性が非常に重要ですが、今回の分析ですと、OECDの公表データを使って分析をされているとのことですので、再現可能性は十分にあるのではなかろうかと思っております。

3点目です。これは先ほど熊谷委員からもご指摘があったかと思うのですが、26ページで経済環境の変化、我が国企業を取り巻く環境の変化を示されていますが、一つ大きい点としましては人手不足が進んでいるという状況です。今後、人手不足経済の下で投資をどう促進していくのかを考えていかななくてははいけません。

そうやってまいりますと、デジタル、AI、あるいは省力化投資が鍵になるかと存じますので、ピンポイントの政策が重要になってくる可能性は大いにあるのではないかと考えております。

○赤井座長

片桐教授、お願いします。

○片桐法政大学経営学部准教授

2点簡単にございまして、1点目は今まで多くの先生方がおっしゃったことと同じ

なのですが、資料にありますように、過去10年間を見て、法人税率の引下げは雇用や設備投資に対してあまり良い影響があったように見えないというのはそのとおりだと思うのですが、佐藤特別委員もおっしゃっていましたが、その引下げがなかったときにどうなっていたかという視点がないと、なかなか効果というのは分からないわけです。雇用とか設備投資がぱっとしなかったのは、やはり日本は低成長が続いてきたからであって、そのような中においても法人税率を下げたことによって少しでもいい効果があったのか、つまり、もし法人税の引下げがなかったら、もっと雇用や設備投資が悪化していたかもしれないということも考えた上で、そういった視点で効果を見ていかないといけないと思います。

ただ、言うは易しでありまして、最近、UCバークレーのオーバック先生なんかも言っているのですが、法人税に対してなかなか実証研究をやりにくくなっているのは、この辺の識別がすごく難しいことがあります。特にそういった部分に関して、実証研究の目線がどんどん上がってきていますので、もちろんマイクロデータを整備していくことが第一歩になりますが、簡単にはいかないというところは留意しておいたほうがいいと思います。

その上で、クロスカントリーのデータを使ったり、いろいろな変数をコントロールしたり、様々な工夫をされて、今手元にあるデータを使ってここまで短い準備期間でできたというのは、EBPMをやっていく上での第一歩としてはすばらしい成果ではないかと思っております。

2点目は、その上で、設備投資や雇用に効果があったかなかったかというのは、はっきり分からないのですが、ものすごく増えたわけではない。さっき、Summersのペーパーを見せていただきましたが、もともと理論的にそんなに法人税率を下げたからといって設備投資が増えるわけではない。では何が増えるかというところを御覧いただきますと、株価が大きく上がるというのが理論的な帰結なわけです。

もちろん法人税率の引下げが株価の押し上げを狙って導入されたものではないというのは大前提として、ただ、日本で法人税率をずっと下げてきたタイミングと日経平均が過去ずっと右肩上がりで上がってきたタイミングは符合するわけでございます。もちろんタイミングが合っているから株価の上昇が全て法人税率引下げの効果だということではないですし、学術的にはむしろ法人税率の引下げはどれぐらいの株価の押し上げに効いたのかというのは面白いクエスチョンだなとも感じているのですが、いずれにしても、アベノミクス以降、株価が上がってきたこと自体は日本全体でポジティブに捉えてきた面があるわけですので、法人税の減税によってそういったものもたらされた可能性も、法人税率引下げの影響として一つ分析対象に加えてもいいという気は個人的にはしています。

逆に、例えば法人税率を上げていくということになれば、どの程度株価が下がると考えられるのかということのも、EBPMの観点からも、もちろん株価が下がるから法人税率

を絶対に上げてはいけないということでは全くないのですが、経済全体への影響という観点からは重要な論点だと感じております。

○赤井座長

土居特別委員、お願いします。

○土居特別委員

2010年代のいわゆる成長志向の法人税改革の時期は、単純に法人実効税率を下げてだけではないというところで、効果検証をするという意味では非常にタフなデータの振る舞いであるということだろうと思います。これまで委員の方がおっしゃっていたとおりだと思います。

もう一つは、今まで言及がないことで言うと、外形標準課税の拡大があったということ。これは、場合によっては法人実効税率の引下げを打ち消す効果が起こり得るということです。

例えば、これは中空委員が企業金融の関連でおっしゃっていたことで、法人実効税率を引き下げると通常は負債の節税効果が弱まるので、そうすると社債ないしは負債で資金調達することよりは、自己資本で調達するほうが有利になるという方向に向かうということがあり得るわけですが、それと併せて、法人事業税の資本割が増税されたということになりますと、今度は逆に資本金を増やすと増税になってしまうので、そこで自己資本を充実させることを躊躇するというようなことも税制上は起こり得るので、そういった法人実効税率の引下げと外形標準課税の拡大、それぞれの効果があるということ踏まえながらデータを解釈していくということも併せて必要になってくるだろうと思います。

さらには、資本金1億円超の企業に限って欠損金の繰越控除の割合を引き下げたという効果もありますので、これらを合わせて結果的にどういう効果になったのかというところが、結果は先ほど来説明されているとおり明らかなので、その裏側にどういうルートで効果が働いたかということはさらに分析をしていく必要があると思えました。

もう一点は、先ほど来、データ整備、分析の基盤を税制改正と併せて整えていくことが重要だということは私も全く同感であります。特に、今は大企業については電子納税e-Taxが義務化されたわけですが、まだ中小企業は義務化までは行っていない。特に、分析をするときに一番難題なのは、デジタルデータになっていないというパターンですね。

e-Taxが使えたとしても、PDFファイルで、紙をスキャンしただけのものをアップされて、申告上は何の問題もないのですが、分析をするという話になると、そのデータは容易に分析に使えないということになります。これは、かつて医療のレセプトデータもPDFファイルで送ったというだけで、それでは分析できないという話で、データ・データになって、今ではほぼ悉皆的になっているということと似たような状況な

のだろうと思いますので、e-Taxをさらに企業規模の小さい企業にも広めていくことを進めれば、EBPMもより充実した形でできるようになってくると思います。

○赤井座長

伊芸教授、お願いします。

○伊芸慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授

私からは2点あります。

1点目は、今回の資料について、特に分析部分についてのコメントになるのですが、これまでほかの委員もおっしゃっていたように、非常にデータが限られている中でここまでまとめられたというのは、完璧な効果検証ではないかと思うのですが、セカンドベストぐらいで、制約下でベストな状況と考えております。

また、今回の資料では出ていないのですが、例えば最近の賃上げの状況とか設備投資が伸びてきたという話も冒頭にあったかと思うのですが、法人税率はこの間変わっていないわけです。法人税が変わっていない中で、賃上げが起きたり、設備投資が起きているということは、逆に言うと法人税率というのはそこまで大きな影響を与えていないのではないかという評価にもなるのではないかとお聞きしながら思ったところ です。

今後、EBPMの観点から言うと、データの整備はもちろん大事だと思うのですが、税制に関しては、先ほど片桐教授もおっしゃっていたかと思うのですが、効果検証や分析は非常に難しい。マクロ的な分析精度でしたり、法定税率のあまり変動がない状況でどういう分析をするかは非常に難しいところで、制約が多いと思うのですが、その中でもできることは今回示されていたと思います。

もう一点は、EBPMの観点といいますか、少し広がる話と思うのですが、今回の法人税率引上げや何らかの決定をした後でも、雇用の安定とか賃上げとか投資というアウトカムは変わらないと思うのです。そうしたときに、また新たな打ち手が必要になってくると考えると、スクラップ・アンド・ビルドで、過去のもものは一旦スクラップして、新しい打ち手を考えるためにビルドする、そういった考え方が大事ではないかと思 います。

過去のこれまでの影響については、さほど大きな影響はなかったというところで、これまでもほかの委員がおっしゃられていたような、部分的にピンポイントで介入をするとか、ほかの打ち手があると思うのですが、そういった打ち手をどんどん増やしていくというのはもちろんいいのですが、打ち手ばかりでスクラップせずにビルド、ビルド、ビルドでやっていくと、なかなか財務省も大変だと思いますので、一旦スクラップするという判断も必要だと思います。

ここ最近、所得税でも話題になっていますように、過去のかなり長く続いてきた制度を見直すタイミングはどこかで必要だと思いますので、EBPMの観点で、エビデンスに基づいて、一旦これまで続いてきたものを廃止して、新しいものを入れるといったと

ころを示すという意味でも、スクラップ・アンド・ビルドでエビデンスに基づいて次世代の税制等を考えていただけるとよいと思いました。

○赤井座長

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

普段マイクロデータを使って研究をしております。私からは、海外の知見をどのように国内の政策設計に生かすのかというお話をさせていただきたいと思います。

先ほど来、先生方からお話がありますように、こうやって限られた時間の中でデータをそろえて分析するという事は非常に大変な事だと思います。その中で時系列の分析や国際比較をされているのですが、私はもうちょっと慎重にデータを分析することが必要と考えております。例えば、25ページの設備投資の決定要因のところの第4列目と第5列目に異質性の分析をされていらっしゃるのですが、ここは係数の推定値が大法人は0.010、中小法人についてはマイナス0.023ということですが、標準誤差が大きくなっておりまして、サンプルサイズは20でいろいろと説明変数が加えられている。これは、ある程度統計的分析の経験のある立場の人間からしますと、本当に経済的に有意でなかったと言えるのかは疑問に思うところです。

特に海外の知見で異質な効果があるのではないのかという点が挙げられていることを考えますと、先ほどから先生方が御指摘されているように、幾ら状況が難しいと言ってもやはりマイクロデータを使って、詳しくどんなところで効果の違いが生じているのかを検証していくという姿勢は、EBPMとして中長期で持つ必要があると思います。

特に、1つの推定結果を出すに当たって、研究者は恐ろしい数の分析を行います。どんなに優秀な方が分析をされても、どうしても工数がかかるのが実証分析をする側の立場です。エビデンスとしてのクオリティーを確保するには、どうしても工数がかかってしまう。どうしてもそこにリソースを割かなければいけないということかと思えます。

事務局にお伺いしたいのですが、財務省の内部でデータを直に触ることができる方々はEBPMを念頭にどういった訓練を受けられるのか、例えばPh. D. への派遣はされているのでしょうか。

○赤井座長

宮下課長、お答えをお願いします。

○宮下主税局税制第三課長

EBPMの体制はまだ取組が始まったばかりですので、十分な体制があるとは私個人としては思っておりません。これから頑張っていきたいと思っております。ただ、職員の中にも海外でPh. D. を取っている人も何人かおりますので、その点はお話しさせていただきたいと思えます。

○奥平委員

最終的に、中長期でどういった組織がどういった形でEBPMを行っていくのかという議論は必要かと思えます。ただ、現実問題、実務上、来年、再来年、あるいは5年後を念頭にデータを触って実務的に分析できる方を育成することは、財務省の中だけではなくて、いろいろな省庁で必要なことと思えますので、私自身は中長期的なEBPMの在り方の観点から考えて、そこのリソースへの投資は必要不可欠と考えております。

以上、EBPMの観点からだけコメントさせていただきました。

○赤井座長

細野教授、お願いします。

○細野学習院大学経済学部教授

既に幾つか私も賛同する意見があったのですが、別の観点で2点申し上げます。

1つは、今ちょうど画面に出ているような、ここでも法人税率を説明変数にされていて、それはそれで限界税率として、資本コストを通じて例えば投資に影響する可能性があるのですが、意味はあるのですが、これまでも何人かの先生がおっしゃっていましたが、成長志向の法人税改革は同時に課税ベースの拡大をしていますので、外形標準課税の拡大とか、一部、大企業の投資減税も縮小されていたと思います。そうすると実効税率は、私が言う実効税率というのは、単に地方税と足したというわけではなく、実際に企業の税引前利益に対してどれぐらい税額を払っているかという意味での実効税率ですが、この影響を見るというのが一つ。成長志向の法人税改革を評価するためには、法人税率だけを見ているというのは不十分という気がいたします。

それから、時系列の分析は、皆さんがおっしゃっていたようにかなり限界がありますので難しいのですが、どちらにしてもここで今出てきていない変数として、投資であれ、賃金であれ、海外直接投資であれ、あるいは企業の内部資金もそうですが、経済の不確実性の影響はかなり大きいと思います。今いろいろな研究が進んで、不確実性の指標もありますから、そういったものもコントロールした上での税制の影響を見るべきではないかと思えます。

○赤井座長

たくさんのお意見をありがとうございました。

これで皆様から意見をいただいたようでございますので、次に議題「租税特別措置の検証（中小企業税制）」に移りたいと思えます。

出席者の入れ替えを行いますので、オブザーバーとして参加されている日本経済団体連合会の皆様は御退席ください。本日はありがとうございました。

（中小企業庁・日本商工会議所入室／日本経済団体連合会退室）

○赤井座長

中小企業庁の皆様にお越しいただきました。ありがとうございます。

まず、中小企業庁、財務省の順に資料について説明いただいた上で、皆様に御意見をいただきたいと思うのですが、出席可能な時間の都合上、資料の説明前ではありま

すが、細野教授と神山教授から先に御意見をいただくことにしたいと思います。

神山教授、お願いします。

○神山東京大学大学院法学政治学研究科教授

租税特別措置について、先ほど申し上げたことより具体的な話ですが、中小企業投資促進税制が資料（証2-3）の19ページ辺りにございますが、現在は、事前の審査等なく、事後的に要件を満たしていれば減税メリットを享受するという仕組みになっております。そのため、投資を促進させるように行動変容を促す仕組みとしては不十分ではないかと考える次第であります。その下にございます「中小企業経営強化税制（A類型）」のように、一定の事前の手续があるほうがex-anteの観点から行動変容を促す意味で有益ではないかと考えます。

さらに先ほど申し上げたこととも関連しますが、各種の租税特別措置の効果検証が今後中長期的に重要になってくるとしても、現時点で十分なデータがないという御指摘も多々ございます。例えば、法人税の確定申告書を各法人が提出するわけですが、確定申告の別表等に載っている情報だけではEBPMには不十分であるという状況があるようでしたら、手続的な課税要件として、当該事業者がEBPMを実施するのに必要なデータを求めるということを法令に明記していくことも考えられるのではないのでしょうか。言い方を変えますと、法令で事前に定める所定のデータを提供することを一つの要件として優遇措置が得られるような法的構造にすることも検討に値するのではないかと存じます。

具体的には、時限措置がある各種優遇税制がございますが、期限の到来期に延長することを検討する場合には、限りあるデータで検討するわけですが、今後、延長する場合には、次回の期限が到来したときにより効果的な効果検証ができるように、効果測定のために必要なデータ整備の手續等を法令のレベルで整えておくことが大事ではないかと思えます。

一方で、分析をする側、本日は中小企業庁から色々と御報告いただけると伺っておりますが、出版バイアスのような状況に陥る可能性にも留意する必要があるかと思えます。望ましい結果が出るまで色々と事後的に分析手法等を操作することが透明性が高いかと言われると、必ずしも透明性が高いとは思われませんので、時限措置を延長する場合には、その時点で事前にこういった分析手法でこういったデータでやりま、数年後の期限到来時にこれで見ますということを経済の延長の際に予め決めておくということが透明性を高めるという観点から有益ではないかと考える次第です。

○赤井座長

細野教授、お願いします。

○細野学習院大学経済学部教授

まず、EBPMに関して言うと、今、事前にデータ提供を求める制度にすべきだということで、私もそれは賛成です。特に中促などは透明性に欠けると思っているのですが、

それに加えてそのデータを誰が利用するのか、例えば中企庁だけが利用できるのか、財務省も利用できるのか、さらに言えば、我々外部の研究者も第三者的に研究できるように、もちろんデータの守秘義務等は厳格にかけなければならないのですが、そこまで利用者を広げることでEBPM自体が充実するのではないかということをおきたいと思えます。

それから、これから議論される中小企業向けの税制については、例えば、リーマンショックのときに入ったような減税措置について、こういう危機時の対策というのは危機を脱するためのものであって、そこから10年もたてば経済構造も相当変わっているので、その中で、例えばリーマンショック前にいろいろな経済の指標が戻らないと廃止すべきではない、というのは、危機対応と平常時のものというのは分けて考えるべきではないかというのが具体的な制度に関する意見です。

○赤井座長

それでは、中小企業庁から御説明をお願いしたいと思います。資料はお手元の資料（証2-2）になります。

中小企業庁事業環境部笠井財務課長、よろしくお願いたします。

○笠井中小企業庁事業環境部財務課長

お手元の資料に基づきまして、「中小企業税制の効果について」ということで、主に3つの税制、法人税の軽減措置、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制について御説明したいと思います。

2ページは表紙になります。3ページに行っていただければと思います。

この税制については、令和7年度の改正においても延長ということで御要望させていただいているものです。

内容につきましては、中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率については19%から15%に軽減していただいているという措置です。皆様よく御存知でいらっしゃると思います。下の表を御覧いただきまして、中小法人（資本金1億円以下の法人）につきましては、800万円以下の部分については本則で19%、租税特別措置として4%の軽減で15%、こういう設定になっているということです。

この税につきましては、先ほど言及がありましたが、リーマンショックの際の危機に備える対応をするということもありまして創設いただいたものでありまして、中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和する、併せて生産性の向上にも取り組んでいただくことを後押しする、こういう趣旨で措置されたものだと認識してございます。この措置につきましても、足元の様々な情勢に鑑みまして2年間の延長をお願いしたいということで要望させていただいているものでございます。

4ページ、この税制の適用件数、適用実績を申し上げますと、令和4年度においては約107万件の実績、減収額は約1,760億円という実績になってございます。

5 ページ、本税制措置の目的・達成目標・目標達成状況です。この点につきまして、先ほど委員の先生より御指摘があった点ですが、いずれにしましても、目的としては、先ほど申し上げたようなリーマンショック後の状況に対応していくということで、中小企業の財務基盤の強化、中小企業が成長に向けてしっかりと取り組んでいくということを税で後押ししていこうということで設定をされたものだという認識です。

そういう中で、達成目標の指標としましては、ここにあります①～③のとおりでして、中小企業等の売上高、中小企業等の資金繰りDI、中小企業等の業況判断DI、これがいずれもこの税制が講じられた生活対策以前の水準を持続的に達成することが目標になっているということです。

現状としましては、①は未達、②・③については達成済みという状況なのですが、一方で、先ほど御指摘があった点も併せまして、同時に我々もこの税の延長を要望するに当たり、少なくともこの目標設定が少しマクロ過ぎるのではないかと。つまり、税以外の様々な要因で当然上下に振れるものを目標として設定をしても、なかなか税の効果を計るのに適切かどうかという点もあろうということを感じております。そういう意味では、この税制の措置を延長いただけるということであれば、この測定の方法について、より税の効果を捉えていくのに適切なものに見直していくことを検討したいと考えてございます。

6 ページですが、参考としまして中小企業の財務基盤ということで、引き続き中小企業の借入依存度は高いということがございます。こういった意味で、財務基盤の強化を図っていく必要性が引き続きあると考えてございます。

7 ページですが、足元の倒産件数、代位弁済の件数等々を見てございます。現状の物価高、人件費の高騰などのコスト増要因、それから借入金の返済といったこと。また、足元では金利の上昇ということも、中小企業の財務状況を下押ししているという懸念があるところです。

そういう中で、倒産企業件数も、2021年はコロナ禍にありましたので若干特殊な事情の中で倒産件数が減少している部分はありますが、その後、正常化に向かって進んでいくに当たって倒産の件数も現状としては増勢にあると思いますし、代位弁済の件数についても増えているということで、少し反動の部分もありますが、同時にこの経済環境の中で必ずしも中小企業の経営状況は楽なものになってはいないということは留意が必要と考えてございます。

8 ページは、中小企業の現預金の状況でございます。下の図を御覧いただきますと、赤い実線が中小企業の現預金の実績になってございます。それと、棒のほうで運転資本と短期借入金を足し合わせたものを対比しているというものでございます。

この資料でお示ししたいこととしましては、不要な現金を中小企業が積み上げているのではないかと御指摘もいただいているところでありますが、それについては、上の四角の中にありますとおり、コロナ禍以前については必要資本の範囲内に現預金

は収まっていたということがございます。コロナ禍以後については、赤い線のとおり、少し運転資本を上回る現金を確保するという状況にあるわけですが、これにつきましては以前のバブル期以降の貸し渋り・貸し剥がし、こういった苦しい経験の中で、信用力の劣る中小企業にとっては、銀行貸出しとか企業間信用の収縮等、こういう懸念に備えて現預金を厚く持つことについては一定の合理性があろうと。こういう中で、様々な政策的な支援も受けて積み上げた現金だと考えてございます。

そういう中で、現預金は、仮にゼロゼロ融資等、コロナ禍の特殊な対応を除いて見てみれば、運転資本の中に収まっていると思いますので、全体としまして不要な現預金が積み上がっている状況ではないと考えてございます。

9 ページを御覧いただきまして、本税制措置の効果ということです。先ほど申し上げたとおり、約100万社に利用いただいております、そういった利用している中小企業の声を探いますと、設備投資の関係、それから何よりも雇用の関係、賃金であるとか社会保険料、こういったものの負担にこの減税分は充てているというお声を聞いてございます。そういう意味でも重要な税制と考えておりますので、こちらについての延長を我々は要望しているところです。

青枠の中の2つ目の●については、若干ラフな試算ということで御紹介ですが、最大で32万円の軽減ということで、そんなに大きな額ではないのではないかと御指摘もあるのですが、特に一般的な中小企業、平均的には10名程度のサイズを御想像いただければと思いますが、そういった企業が仮に最低賃金の水準で雇用をしていて、それが今年の賃上げを踏まえて50円程度賃金を上げようということになりますと、4人分の賃上げをすると33万円程度の負担になるということでありまして。そういう意味では、10人程度の中小企業においては、4人分程度の賃上げをこれらの税制によってもカバーができるぐらいであるという意味で、特にサイズが小さく、収益性が必ずしも高くない中小企業にとっては重要な税制になっているということとと考えてございます。こちらは御参考までということでお示しをさせていただきました。

11ページ以降、中小企業投資促進税制ということで御説明できればと思います。

12ページですが、これについては、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除または特別償却の適用を認める制度ということで措置いただいているものです。これについては、来年度に向けた税制改正の議論の中においては、現行の措置を2年間延長していただきたいということで要望しているところです。

下の現行制度のところは、少し詳細になります。時間の関係もありますので、割愛をさせていただければと思います。

13ページは適用実績として、適用件数は足元大体5万件強で推移しているところです。減収規模としても50億円前後というのが実態です。

14ページが本税制の目的や達成目標、目標達成状況として、設備投資対キャッシュ

フローの比率が80%超になることが目標ということですが、残念なことに現状としては50%台で、未達の状況です。

15ページ以降が本税制の効果に関する分析ということで、1つ目が総務省行政評価局によってEBPM検証ということになされた分析です。詳細については時間の関係がありますので割愛をさせていただければと思いますが、太字のところですが、中小企業経営強化税制・投資促進税制を活用することによって、設備投資額、売上高、労働生産性が上昇した可能性があることが示されたということです。ここにつきましては、我々はこの分析を拝見しましてこの資料を作っておりますが、ちょっと正確性を欠いているということで御指摘いただいております。この中で示されたのは、これらのものが上昇した可能性は示された。ただ、入手できたデータの範囲とかサイズにも制約があったので、そういった点で分析に限界があったという留保がついてございまして、そういった点は留意しながらこのデータは見る必要があるということだと思っておりますが、いずれにしてもそういった効果があった可能性は示されたと認識をしております。

16ページが別途の検証ということで、今年の2月に実施をしたものになります。こちらについては、上の箱の中の2つ目ですが、特に設備投資の税制ということで、メリットの度合いについては、耐用年数が長い設備ほど高く出ることから、耐用年数が長い設備を購入する傾向がある企業をトリートメント企業としまして、それ以外の産業に分けた上で、トリートメント企業を中心としたサプライチェーン、これはサプライヤーと顧客になるカスタマーの企業、こういったデータを構築しまして、トリートメント企業と遠くにいるコントロール企業を比較しまして、売上の増加率の変化を分析したものです。

分析の結果概要としましては、直接的な効果としてはトリートメント企業の売上は上昇したということです。同時に、サプライヤー企業とカスタマー企業の比較という意味で申し上げますと、サプライヤー企業には大きな正の間接的な売上増が発見された一方で、カスタマー企業にはそのような効果が見られなかったということ。それから、サプライヤー企業、特にトリートメント企業にサプライをする側の企業の売上増加率のほうが、直接効果であるトリートメント企業の売上高よりも増加率としては高かったという傾向が見られたということで。いずれにしても、一定の効果があったのではないかという分析がなされたということです。

17ページは我々のアンケートでして、税制措置に関する効果の分析です。中小企業投資促進税制の活用をした企業のほうが、設備投資の状況としましても、従業員数の変化等々を見ても、一定の伸びが見られるということで、効果があったのではないかと。これは純粋なアンケートの集計結果です。

18ページにつきましては、先ほど神山教授、細野教授から御指摘がありました。税の効果としてこれを行動変容につなげていくためには、今の中促の仕組みでは不十分

ではないかという御指摘を頂戴したのだと認識をしております。一方で、これはあくまでアンケートではありますが、我々はこの税制を使っている企業に確認をしているところ、この税制を少なくとも使っている企業は、こういう税制があつて、それによってどういうメリットを受けられるのかということを確認した上で税を適用しているというお答えを頂戴してございます。ある意味長く措置をされている税制であり、皆様、こういう税制があるぞということも理解をしながら設備投資の判断等をいただいているということと我々としては考えてございます。そういう意味では、一定の経営判断に影響を及ぼす税制になっていると考えているところです。

続きまして、中小企業経営強化税制です。

20ページが現行の制度について御紹介したものになります。こちらについても、中小企業の設備投資等を通じまして中小企業の稼ぐ力を向上させていく。こういう観点から、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づいて設備投資をされるものについては、即時償却もしくは税額控除のいずれかの適用を認める制度になってございます。

こちらについても、昨今の円安・資源高によるコストプッシュ型のインフレの中でも、中小企業の果敢な設備投資を促進しまして、労働生産性の向上を通じた賃上げにつなげていくという全体の施策の目標に鑑みまして、延長をお願いしたいということで要望しているものです。

その中でも、特に売上高をしっかりと伸ばし成長していこうという企業、これを我々は「100億円企業」とキャッチーな名前をつけて呼んでいますが、成長志向の高い中小企業については、一定の要件の下に上乘せ措置を創設させていただきたいということで要望させていただいているものです。

その内容につきましては、21ページですが、なぜ「100億円企業」を応援するのかということですが、大体100億円程度の売上高が立ってくると、従業員も200人、300人ということで、組織としての経営というのがよりしっかりとしてくると考えてございます。そういう中では、既存の取引関係のみならず、新しい需要の開拓、場合によっては域外、さらには外国への輸出という形で、需要を取り込みながら成長していける、そういう存在が一定の規模がある100億円企業と考えてございます。

左下のグラフにありますとおり、一定の規模になってきますと直接輸出額も増えていくということですし、賃金のところも、やはり企業規模が大きくなり収益性を高めることができれば賃金の水準も高められる。こういう中で、地域にしっかりとした雇用を生み、定住人口を維持し、そして地方の経済の好循環につなげていく。こういうところを先導する可能性があるのが100億円企業と考えまして、これをしっかりと後押しをしていく政策を今後しっかりと打ってまいりたいと考えてございます。その一つの施策としまして、100億円を目指して成長する企業については税の支援をしていきたいということで御要望させていただいているものです。

要望の中身につきましては、22ページを御覧いただければと思います。現行制度を、少し細かくなりますが、A類型からD類型まで4つの類型ごとにそれぞれ要件を設定しまして、設備投資をしたものについて即時償却または税額控除10%ということで措置をしておりますが、この中で特に今回はB類型のところに上乗せとしまして、100億円を目指して成長していくということで、どういう事業を展開して、いつまでにどういうふうに設備投資なんかしながら成長していくのか、こういうところをしっかりと示しいただきながら、売上高成長率が年平均10%以上の企業については上乗せ部分を適用していこうということで、税額控除率の4%の上乗せ、または建物については特別償却25%もしくは税額控除3%が適用できる制度を新設いただきたいということで、今議論をさせていただいているものです。こちらについても、今後しっかりとこの政策目的に沿った中身になるように議論を進めさせていただければと考えているところです。

23ページは適用状況ということで、2万件強、2万3000件程度の適用をいただいているということです。

24ページにつきましては、本税制措置の目的・達成目標・目標達成状況ですが、こちらについては資本生産性と労働生産性の目標が立っておりまして、資本生産性については5.6%の伸びということで、これは目標を達成しておるということですが、労働生産性については4.4%ということで、未達というのが現状です。

25ページは、先ほど御紹介しましたので、説明を割愛させていただきます。

26ページですが、経営強化税制の効果に関する分析で、これもEBPMとして実施をさせていただいている効果検証がございます。こちらにつきましても、もともと経営強化税制は中小企業投資促進税制のある意味上乗せ措置という形で創設をされたという過去の経緯がございます。そういった上乗せ措置の創設の前後というタイミングで、この制度の利用状況とベンチマーク企業群とを比較しまして、設備投資比率、生産性に有意な変化が見られたかを評価をしたものです。

結論としましては、下の1ポツのとおり、制度利用が可能であった企業群との比較という意味では、中小企業全体の設備投資比率を増加させたという事実は確認できなかったということです。マクロの効果を確認することはできなかった。

一方で、2ポツですが、実際に制度を利用した企業群との比較という意味では、設備投資比率、1人当たりの売上高に有意な上昇・増加が見られたということ。特に強い資金制約に直面している企業群については、設備投資比率の大幅な上昇が見られた。まさに、資金制約に基づいてなかなか設備投資等を進められないところの資金制約を緩和していくことが税の目的になっていると思います。そういう意味では、税の目的に沿った効果が見られたということとは言えるのではないかとということです。

27ページは今の研究の概要ですので、割愛させていただきます。

最後の28ページは、先ほどもお示しをしたものですが、この税制の効果ということ

で、これはアンケートベースで見たところですが、いずれもこの税制によって設備投資の額、従業員数の変化等々の中で一定の効果があつたのではないかというアンケートの結果が得られたということです。

雑駁になってしまいましたが、中小企業庁からは以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

続きまして、財務省からも御説明をお願いしたいと思います。資料は資料（証2-3）となります。

財務省主税局税制第三課の宮下課長、よろしく申し上げます。

○宮下主税局税制第三課長

2 ページ目、中小企業の全体像です。一番上の棒グラフ、全法人291万社中288万社、99%が税法上の中小企業である資本金1億円以下となっております。

一番下の法人税額の棒グラフ、全体14.2兆円のうち6.2兆円を中小企業に納付いただいているという状況です。特に中小企業の中でも資本金が比較的大きい企業、すなわち資本金1,000万超から5,000万円以下の階級、資本金5,000万円超から1億円以下の階級については、それぞれ2.0兆円、1.7兆円、法人税の納付がなされているという状況でございます。

3 ページ目をお願いいたします。

中小企業の状況についてです。中小企業の所得の推移ですが、現在31兆円になっておりまして、リーマンショック以降かなり大きく増加しており、リーマンショック前と比べても、平成18年、19年あたりは15兆円ですので、相当高い水準になってきていると思います。業況判断DIの推移も足元では改善しております。

4 ページ目をお願いいたします。

中小企業の財務基盤についてです。左側、リーマンショック以降、中小企業の内部留保、現預金はともに大きく増加しております。右側、自己資本比率の推移を見ますと、近年、中小企業の自己資本比率は大きく上昇しているのが分かりますかと思えます。全体としては、以前よりも中小企業の財務基盤は強化されていると考えられます。

5 ページ目をお願いいたします。

中小企業の設備投資の状況です。中小企業の目的別投資額の推移について、投資額を目的別に見ますと、既存設備等の維持・補修・更新を目的とした投資はそれなりに伸びておりますが、新規事業への投資は過去20年以上にわたって横ばいという状況かと思えます。労働生産性の推移も、中小企業は伸びが鈍いという状況でして、新規事業も含め事業の拡大に積極的に取り組む企業をどう育成していくかが中小企業政策を考える上で重要な視点だと思っております。

6 ページ目をお願いいたします。

減資の状況です。近年、資本金1億円超の企業が減資を行い、資本金1億円以下と

なる動きが様々な場面で指摘されていると思います。ここは土居特別委員などの分析ですが、毎年1,000社前後が資本金1億円以下への減資を行っており、そのうち半分ぐらいが利益計上法人という状況が分析されております。

なお、参考として、27ページの布袋教授と細野教授らの先行研究におきましては、資本金1億円以下への減資と税制改正の関係が指摘されているところです。また、民間のホームページなどを見ますと、資本金1億円以下になりますと税制上、様々な優遇措置が認められ、反対に1億円超になるとこうした措置が受けられないといった状況につきまして、「資本金1億円の壁」といった表現も見られるところです。

7ページ目をお願いいたします。

こちらは御参考です。令和6年度税制改正で様々な措置を講じております。

8ページ目をお願いいたします。

中小企業向け税制の概要です。法人税法上の中小企業である資本金1億円以下の法人については幾つか中小企業向けの措置が認められておりますが、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制が今年度末に期限を迎えるものです。

9ページ目をお願いいたします。

中小企業の軽減税率、特例税率の推移です。まず中小法人の軽減税率（本則）（年800万円以下）の推移ですが、これは法人税法本法で規定された軽減税率です。源流といたしましては、昭和30年度税制改正において、当時、中小法人は免税積立金などの税制上の特例措置の適用を受けることが少なく、実際の税負担が大法人よりも重くなっているといった状況等を理由に導入されたものです。その後、累次の改正を経て今日に至っているものです。

平成21年のリーマンショックの際、中小法人の軽減税率の特例（年800万円以下）の推移で示されているように、租税特別措置法で2年間の時限措置として、4%、さらなる特例措置が講じられて、その後、期限の到来の都度、延長してきたという経緯がございます。

10ページ目をお願いいたします。

特例税率の経緯ですが、リーマンショック後は大変だということで、経済対策の中に「中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ」という項目が入ってまいります。

11ページ目、その年末の平成21年度与党税制改正大綱において、2年間の時限的な措置として税率をさらに4%引き下げることが決められました。なお、参考にあるように、代替財源は確保されておられません。

12ページ目は説明を割愛させていただきまして、13ページ目をお願いいたします。

特例税率の効果をまとめたものです。2つ目の○、この特例税率は、その性質上、中小企業に特定の行動変容を促すものとはなっておらず、いわば事後的に減税メリットが発生する仕組みとなっております。3つ目の○、特に所得が大きい中小企業にも一律32万円の減税メリットが生じていることをどう考えるかということが問題として

あろうかと思えます。一番下の○、中小法人全体の6割を占める欠損法人に対しては、予算措置とは異なり、効果が及ばないという性質がございます。

14ページ目をお願いいたします。

左側は中小企業庁が行ったアンケートですが、中小企業のうち3割強の方が軽減税率（特例税率）を利用したかどうか分からないという回答になっております。

各租税特別措置の1社当たりの平均減収額にありますように、賃上げや投資などに取り組む中小企業に対しては、32万円という規模を大きく上回る税制上のインセンティブ措置を別途講じているところです。

15ページ目は説明を割愛いたします。

16ページ目をお願いいたします。

中小企業にのみ適用される設備投資の関係、2つ租特を説明したいと思えます。

中小企業投資促進税制ですが、これは1998年の金融危機時の経済対策を契機に設けられたものがずっと続いているという状況です。説明は、先ほど中小企業庁からもありましたので、割愛したいと思えます。

17ページ目、中小企業経営強化税制です。こちら先ほど中小企業庁から御説明がありました。中小企業等経営強化法による計画認定を受けた場合に、先ほどの中小企業投資促進税制よりも一段深掘りされた特例措置が受けられるというものです。この租特のうち、現在A類型というものが全体の9割、最も使われておられて、生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備が対象になっております。

18ページ目は御参考です。

19ページ目をお願いいたします。

この2つの租特の適用プロセスをまとめたものです。中小企業投資促進税制の適用を受けようとする場合、事業年度終了後に税務申告を行えば足り、設備投資を行う前に本税制を利用するという経営判断は制度上求められておりません。このため、中小企業にとって単なる事後的な減税措置として機能している可能性もあろうかと思えます。

中小企業経営強化税制の適用を受けようとする場合ですが、計画の認定を受ける必要があります。一番下の図はA類型を例としたものですが、中小企業は設備投資を行う前に設備メーカー等から証明書を取得するとともに、経営力向上計画を策定して経済産業局の認定を受ける必要があります。

20ページ目、中小企業経営強化税制（A類型）について1枚資料を入れております。

まず、上段「適用要件」に書かれておりますが、導入しようとする設備が旧モデル比生産性年平均1%以上向上することが要件となっております。この点、中小企業庁のQ&Aによりますと、具体的にはメーカーと各工業会等において具体的な仕様を設定するといった取扱いになっております。

下段にA類型の設備例を示しておりますが、こうした具体の生産性向上要件がこの

租特の目的に合致したものなのかという点は精査する必要があるかと思えます。

21ページ目をお願いします。

中小企業経営強化税制（A類型）の現状を示したものでございます。こちらを見ますと、生産性向上1%以上という基準が本当に適当なのかどうかということも改めて検討する必要があると思われます。

22ページ、23ページ目につきましては説明を割愛させていただきます。

なお、先ほど中小企業庁の資料の15ページ、25ページで引用されている分析の全体総括につきましては資料の30ページに参考資料として入れておりますので、御参照いただきたいと思います。

○赤井座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御意見等をいただきたいと思います。

まず、オブザーバーとして日本商工会議所から加藤理事・産業政策第一部長に出席いただいておりますので、御発言をお願いできますでしょうか。

○加藤日本商工会議所理事・産業政策第一部長

我が国は、デフレから脱却し、成長型経済に移行し得る好機を迎えていると思えます。ただ、多くの中小企業は、人手不足もありますが、物価高、労務費上昇、価格転嫁の遅れなどにより、成長投資や賃上げの原資を十分に確保できていません。また、日銀の政策金利の引上げ等により、今後金利負担が高まることが懸念されております。こういう中で、投資や賃上げの原資を確保するには、今日お話が出ている3つの租特はいずれも不可欠な税制と考えています。

まず、中小企業経営強化税制の活用事例について御紹介をします。北海道の金属プレス加工を行う中小企業では、同税制を活用して約8,000万円の最新設備を導入しました。事前にプログラムを組んでおくことで、金曜から休日の土日にかけて最大72時間無人で連続加工が可能となり、生産性が1.6倍に向上し、その結果、4%超の賃上げを実現しています。こういった例が多々あります。

続いて、中小企業投資促進税制です。こちらは、人手が少ないなど経営資源に乏しい中小企業の設備投資を支える基盤と言える税制です。商工会議所には設備投資を検討中の経営者から様々な相談がありますが、本税制を紹介することで経営者の投資の決断の最後の一押しとなっていることから、中小企業の設備投資を促すインセンティブとして十分機能しています。

なお、そもそも既にみんなになじんでいて、当たり前のような制度ですので、これは本則化すべきと考えます。

続いて、中小法人の法人税率の軽減措置についてです。1社当たり最大32万円の減税額で、一見すると小さい額に見えますが、財務基盤が弱い中小企業にとって貴重な

原資となります。中小企業の売上高当期純利益率を平均して約2.78というのもございますが、32万円の税引後利益を獲得しようとするると約1,000万円以上売上を増やす必要があるということで、これはなかなか並大抵ではございません。

他方、軽減措置が浸透しているからこそ、仮に縮小・廃止された場合の反動、中小企業にとっての負担感・痛税感は極めて大きいと考えます。本税制を活用する全国100万社以上の中小企業が軒並み増税となれば、100万社の中小企業が今まで普通に行っていた投資や賃上げに悪影響を与え、そもそも政府が目指す成長型経済への移行に水を差しかねません。むしろこの措置も本則化すべきと考えています。

いずれの税制においても、仕入コストの高騰や価格転嫁に苦しむ多くの中小企業の生産性向上を後押しし、成長投資や持続的な賃上げの原資を確保する不可欠な税制です。ここで廃止・縮小となれば、せっかく見えてきたデフレ脱却の兆しが水の泡と消え、デフレへ逆戻りしてしまうことを大変懸念しております。

以上です。ありがとうございます。

○赤井座長

それでは、皆様から御意見等があればお願いしたいと思います。先ほどと同様、御意見などがある場合には挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。発言順につきましてはこちらから指名させていただきます。会場に御出席の方は卓上マイクをオン、オンラインで出席の方はミュートボタンを解除してください。

熊谷委員、お願いします。

○熊谷委員

まず総論的なお話を3点申し上げた上で、それぞれの資料について若干コメントをさせていただきます。

まず1点目として、全体を通して非常に重要なポイントですが、日本経済が長期低迷に陥った大きな要因として、財政政策等による短期的な痛み止め、対症療法を打ち続けてきたため、現状維持バイアスが強く働き過ぎて、産業構造の変化やイノベーションが起きなかったことを大いに反省する必要があると考えます。より具体的に申し上げれば、我が国で労働生産性の低迷が続いてきた大きな原因の一つとして、産業・企業の新陳代謝が遅れてきたという点が指摘できます。米国などでは、生産性の高い分野に資金や労働資源が投入されているのに対して、日本では低生産性分野にそれらが張り付いています。

例えば、近年、日本では2000年時点より労働生産性が低い業種に対して労働資源の35%が投入されていますが、この比率は米国では26%、英国では21%、スウェーデンではわずか13%にすぎません。今後、我が国は、適切なペースで産業の新陳代謝を促すとともに、積極的労働市場政策を加速することなどを通じて、失業なき労働移動を促進する必要があります。

2点目として、税制を含む中小企業政策全般に言えることですが、競争力や生産性

の向上などを目的とした経済政策としての側面と、弱者保護などを目的とした社会政策としての側面とが混在している印象を受けます。今後に関しては、経済政策としての側面に、より一層ウエートを置くべきであり、一律の資金援助等を行うのではなく、歳出面なども含めて申し上げれば、価格転嫁対策や経営改善支援などへの徹底的な重点化を行うことがポイントだと考えます。なお、弱者保護などを目的とした社会政策という観点からは、将来的には企業を一律に保護するのではなく、弱い立場の個人により一層焦点を当てて、産業と企業の新陳代謝を前提としながら、失業なき労働移動を加速して、働く人々の命と暮らしを守るというインクルーシブな政策へと移行する必要があります。

3点目ですが、平時と有事を峻別して政策のスクラップ・アンド・ビルドを行うことが極めて重要です。有事の政策を始める際には、必ず事前に何のためにやるかという政策目的をはっきりさせる必要があります。また、民主主義社会の下ではずるずると例外的な措置が続いてしまう傾向がありますので、いつまで、どのような条件があれば続けるのか、やめるのかという段階的縮減の仕組みを事前にビルトインすることが肝要です。

加えて、各委員から御指摘がございましたが、EBPMを回していくことができるような仕組みを、事前に導入するべきです。例えば、データの整備を行う、これを優遇措置の要件に盛り込むというようなこともポイントであると考えます。

以上の総論的なお話を申し上げた上で、本日の御説明等に関する所見をお伝えいたします。

まず第1に、経済産業省からの御説明を伺っておりますと、私が先ほど申し上げた第1の点に関して言えば、現状維持バイアスが非常に強くて、産業構造の変化、新陳代謝に対する意識が希薄であるという印象を受けます。また、私が申し上げた第2の点、第3の点に関連して言えば、政策目的の整理が不十分で、危機時に一旦導入した施策がなし崩し的にずるずると継続しているように感じられます。これらの点については、財務省の資料29ページの一番下のところにあるように、平成26年6月の税制調査会で、「法人税法による19%への軽減税率は厳しく見直す必要がある」「時限的な軽減税率はその役割を終えている」とされており、これらの指摘を重く受け止める必要があります。

以上のことを申し上げた上で、資料に即して若干コメントをさせていただきます。

まず、財務省の資料5ページで、中小企業は新規投資が伸びていない、生産性が横ばいである、これらは極めて重要な指摘だと思います。

6ページの中小法人成りの話も、まさに「資本金1億円の壁」と言われているような問題が出てきていますので、これについても本腰を入れて検討する必要があります。

13ページで、特に2番目から4番目の○の部分ですが、中小企業に対して特定の行動変容を促すものとはなっておらず、いわば事後的に減税メリット32万円が発生をし

ているということ。また、特に所得の大きい中小企業にも一律32万円の減税メリットが生じているということ。さらには、欠損法人に対しては効果がないこと。これらの指摘は正鵠を射たものであると思いますので、正面から検討を要する必要があります。

15ページの下の部分に線が引いてありますが、現状、リーマンショック前と比べて同等程度の水準を回復しているか否かということ言えば、大半のエコノミストは既にもう回復したと考えているのではないかと思います。

19ページですが、御説明があったように、税務申告を行えば足りる、事前審査はないということですので、税のインセンティブ効果がありません。そして、行動変容を促すことにはなっていないという、こうした手続は再考する必要があります。要件に関しても、例えば20ページで「メーカーに一任」ということですが、ここも再考の余地があると思います。また、21ページ、生産性の向上についても、この基準が本当に適切かどうかという辺りはしっかりと検討すべきです。

次に、経済産業省の資料について若干コメントいたします。5ページで要件が3つございますが、例えば①の売上高に関して言えば、これは恐らく1社当たりを念頭に置かれているのではないかと思います。マクロ的に見れば売上高は回復しているわけであって、むしろ社数が増えているので1社当たりの売上高が戻らないといった面もあります。結果的にそのことが生産性の低迷を惹起しているという側面もございますので、これらの要件については見直していくことが必要ではないかと考えます。

6ページで、中小企業の財務基盤のお話でしたが、財務省の資料4ページで示されている、自己資本比率の差が縮小しているというファクトのほうがより説得力があるのではないかと思います。

7ページに倒産の話がございますが、ここも先ほど申し上げた通り、「新陳代謝」という視点もしっかりと勘案する必要があるのではないのでしょうか。

9ページでございますが、租特で賃上げの促進税制等も別途措置がされておりますので、それらを総合的に考える必要があろうかと存じます。

17ページの左のグラフですが、このグラフだけだと効果の説明については不十分ではないかという印象を受けました。

最後、18ページで、認知度自体は重要なことですが、より一層大切なのは行動変容を促したか否か、税のインセンティブ効果が存在したか否かという点ですので、その辺りに踏み込んだ検証が必要なのではないかと思います。

長くなりましたが、私からは以上です。ありがとうございます。

○赤井座長

土居特別委員、お願いします。

○土居特別委員

まず、今回のこの議論はEBPMと銘打っていますが、財務省の資料（証2-3）の8ページに「主な中小企業向け税制」ということで、ここに掲げられている租税特別措

置法を今ちょうど延長をするのか、しないのかというところで議論の俎上に乗っているということなので、ここがこの専門家会合でも重要な焦点なのだと思います。その観点で3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

資料（証2-2）の中小企業庁の資料の5ページに、本税制措置の目的・達成目標・目標達成状況ということで記されているということで、中小企業の財務基盤の強化を目的として導入されているということが説明されているということです。確かに、中小企業庁の説明にもありましたように、8ページにある中小企業の現預金の状況というのは、これまでよりも現預金が増えているという指摘はあるものの、危機のたびに現預金を確保しないといけない中小企業の経営環境が背景にあると思います。これを税制でどうこうするというよりは、むしろ政府系金融機関などとタイアップして、必ずしも現預金を持たなくても、いざとなったときには比較的容易に融資が受けられるような形で、できるだけ現預金を持たなくても安定して中小企業が経営できるような環境整備というのは税制以外のところでもしっかりとやっていただくことがまずは必要なのではないかと思います。

また、5ページに戻りまして、達成目標とその状況ですが、②・③は達成しているが、①が達成されていないという御説明ですが、私も経済産業省がお出しになっておられる租税特別措置等に係る政策の事前評価書を拝見させていただきました。中小企業等の法人税率の特例の延長に関する部分で、①がどう達成できているのか、いないのかということで、確認されて指標も載せておられるのですが、法人企業統計のデータを用いて分析されているということで、1社当たり売上高ということで推移を示されているようですが、これは指標の取り方が単純過ぎるのではないかと思います。

例えば利益計上法人に限ってどうだったかとか、資本金区分、もちろん中小企業は資本金1億円以下ですが、その中でもどういう区分で売上高がどうだったのかとか、そういったきめ細かな分析をしないと、単純に1社当たりで売上高が政策対策前に戻っていないから未達だというのは単純過ぎるのではないかと思います。

もう一点は、中小企業庁の資料20ページで、生産性向上設備のAタイプであります。これは説明がありましたが、平均で1%以上生産性が旧モデルよりも向上すれば要件を満たすというのは余りにもハードルが低いのではないかと。これは、購入する側というよりかは、むしろメーカー側にとってもそんな程度の生産性向上の製品を作って売ることでもいいのか、もっとレベルアップしていただくためには3%以上とか、5%以上とか、それなりの生産性向上が図れるような装置を積極的に開発していただいて売っていただく。そして、それを中小企業に供給していただいて、中小企業がそれを使うことで生産性が向上するという好循環が描けるのではないかと思います。延長するとしてももう少しハードルを上げていただかないと、お互いのためにならないというところがあると思いました。

○赤井座長

増井特別委員、お願いします。

○増井特別委員

3点申し上げます。

第1に、まずそもそも論ですが、企業課税に複数税率はなじみません。2017年の米国トランプ第1次政権末期の改正では、法人税率を21%に引き下げたときにフラット税率に一本化しています。

第2点、中小企業の法人税に係る軽減税率は、所得金額800万円を超えると限界税率が高くなるわけです。このことが企業の成長を阻害しているのではないか。あるいは、そうではなくて、会社を人為的に分割して、その企業単体で見たら少ない所得になるといった不要な企業行動を促進しているのではないか。こういったことについて、EBPMの課題として検討すべきではないかと思えます。

第3点は、中小企業投資促進・同経営強化税制についてです。こういう個別問題について分析結果を政策形成にどのように生かしていくかが重要なポイントだと考えます。その際に大事なのは、主張責任が要望側にあるという原則をはっきりさせることです。もう少し具体的に申しますと、中小企業庁の資料24ページ辺りです。目標未達だというときに、未達だからもっと強化せよというのではなく、もし効果が立証されないのであれば原則として廃止の方向を考えるべきではないか。また、25ページのところで、これは限界があったということも御説明がございました。効果が一定程度あったということが仮に分かったとしても、それが税収減に見合っているかという観点から政策形成への接続を考える必要があると思いました。

○赤井座長

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

中小企業庁に質問させていただきたいと思えます。資料22ページにございます中小企業経営強化税制の上乗せの要望の件につきましてです。先ほど、売上高成長率が年平均10%以上ということをお示しいただきながらお話がございましたが、具体的にどのような形で行動変容を促すかは重要なポイントになるのかと思えます。具体的にどのような形で働きかけをされておられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○赤井座長

中小企業庁、お願いできますか。

○笠井中小企業庁事業環境部財政課長

今、制度構築中ですのでまだ詳細なところまでは詰め切れていない部分がございますが、いずれにしても、計画を認定する際に、まずどういう分野で成長していきたいと考えているのか、そのときにどういう投資をしながら、それをどういうタイムスパンでやっていくのか、こういったところをしっかりと示させていただきたいと考えてございます。その中で、特に税の効果として、やはりキャッシュフローのところをし

っかり確保しながら、税制がなければこれぐらい期間がかかったところを、税制を適用しながらこういう短い期間で成長していくのだと、こういうところも含めてどういう道筋を描くのかということをお示しいただきたいと考えてございます。詳細は今後さらに詰めていく必要があるかと思いますが、考え方としては以上のようなことでやってまいりたいと考えてます。

○奥平委員

ありがとうございます。

売上高成長率年平均10%以上というのは、なかなかの数字でして、こちらを確実に短期的に達成できるということであれば、出来レースに支援してしまうような形になることもあり得るかと思えます。ただ、本来目的としておりますのは、資金繰りがなかなかつかないけれども、この税制があるからこそ投資をしてうまくプロジェクトを回していけることを担保することにあるかと思えますので、ぜひそうしたプロセスを織り込んでいただきたいと思います。

また、本会合はEBPMに関する専門家会合ですが、EBPMに先ほど神山教授から御指摘のありましたプレジという考え方を織り込むことが今後重要になってくると思えます。それは、中小企業の方々に生産性向上のための行動変容を促すという意味においても当てはまることです。具体的にデータを集め、分析のフレームワークもある程度固めてということもあるのですが、そういった研究サイドだけの趣旨ではなくて、それを検証されること自体がインセンティブとして働く可能性がある。例えば、研究者は審査をいただいて科研費という一定程度の研究費をいただくのですが、お金だけをもって終わりという形ではなくて、成果を科研費のデータベース上で公開しなければいけないような形になっています。後から調べると、ちゃんと研究を進めたのかどうか確認されますので、もちろん研究の秘匿性の問題に対応することが必要と思えますし、税制をシンプルにつくることも必要かと思うのですが、そういったソフトな制約をぜひ検討いただければと思えます。

○赤井座長

宮本財務総合政策研究所総括主任研究官、お願いします。

○宮本財務総合政策研究所総括主任研究官

3点申し上げます。

最初は、中小企業に対する法人税の軽減税率に関してです。これは、時限的措置という形で導入されたものですが、平成20年からずっと続いているという状況です。この間、経済状況は変わっておりますし、やはり再検討が必要ではないかと私は考えております。また、これは代替財源なしということですが、一時的な措置であればそういったケースもあるのかと思えますが、長年続いていることを考えますと、代替財源もしっかり考えていかないと、様々な懸念が出てくるのではないのかと考えます。

続きまして、財務省の資料19ページ、中小企業投資促進税制の部分です。こちらは、

制度上、追い銭になっている可能性が高く、精査が必要かと思えます。

EBPMの観点から、既に何人もの委員がおっしゃっているように、事後的な評価をするという意味でも、適用された企業にデータをご提出していただくという形で、行動変容をしっかりと促していくことが必要ではないのかと考えます。

3点目は少し大きな話になりますが、生産性の話です。経済全体の生産性を高めようとするすると2つの観点が重要になりまして、1つはマクロの観点、もう一つがマイクロの観点です。マイクロの観点というのは、個別の企業の生産性が上がるということですが、同時にマクロ経済全体の生産性も重要になってくる。これは先ほど熊谷委員もおっしゃっていましたが、やはり新陳代謝に関わってくる話でして、低生産性の企業が市場から退出をして、高生産性の企業が参入することによって、マクロ経済全体の生産性が高まっていく。その点から考えますと、軽減税率や租特といったもののプラスの効果だけではなくて、これらによってマクロ経済の競争的な環境が果たして阻害されていないかどうかとも考慮する必要があるかと思えます。個人的にはネガティブなインパクトを与えた可能性は少なからずあるのではないかと考えます。というのも、マクロ経済学の理論研究、実証研究を見ますと、競争を阻害するようなものが入ってまいりますと、生産性にマイナスの効果が出てきます。果たして、そういったネガティブな効果を持つのかどうかを改めて検証することが、私は生産性向上の観点からも重要ではないかと思っております。

○赤井座長

中空委員、お願いします。

○中空委員

今までの先生方とほとんど重なるので、例えば中小法人の法人税に係る軽減税率は延長に次ぐ延長はよくないとか、あるいは、これから金利が上がるという説明があって、これから金利が上がるのにこの減税がなくなったら困るという説明もあったと思うのですが、金利が低い間はどうかだったのかということを見ると、その間もずっと継続していたわけで、その間の分はどうかだったのだと思うと、やはりEBPMの原則から見ると、これから金利が上がるからというのは説明にならない。多くの方がおっしゃったので、この辺は割愛して、1点だけ中小企業庁の方に質問をしたいと思えます。

財務省の資料2ページ目にある格好ですが、私が知りたいのは、中小企業庁として、中小企業は何社ぐらいあって、どれぐらいのリターンが見込めるもので、どれぐらいの日本の経済成長に資するものだと思っておられるかを教えてもらいたいと思えます。

中小企業の政策は、性善説で言えば、みんな頑張っているのだから助けましょうと思うのですが、性悪説で言えば、本当はもっと実力があるのに資本金1億円成りをして黙って生きている人たちが大勢いるということも言えるわけで、これはどっちの見方も両立してしまうということは誰にとってもいいことではないと思うのです。

その意味では、EBPM原則で、データをしっかりと、きちんと努力している人たち

が大変なときには助けたいと思うのは当然だと思っているので、その意味ではコミングル・リスクになってしまっていると思うのです。

その一方で、どれぐらいの中小企業を我が国としては保てなければいけないのか、これからの生産性を考えるときに、あるいは経済成長を考えるときに、どれぐらいあったらいいと思われるか、今までの格好は99. 何%も数はあって、そのうちの半分ぐらいが法人税を払っていますという格好はよく分かるわけですが、中小企業庁としてどういうことを目指しておられるのか、目標、考え方があれば教えていただきたいというのが私の唯一の質問です。よろしくお願いします。

○赤井座長

では、中小企業庁、お願いします。

○笠井中小企業庁事業環境部財政課長

中小企業が何社ぐらいあって、どれぐらいのリターンがあればいいのかというマクロ全体としての数値目標とか数値的なものは正直持ち合わせておりませんし、それを設定をするのは必ずしも適切かというのはありますが、いずれにしても、方向としましては今の状況の中、中小企業としても、今御指摘あったように、新陳代謝と呼ぶのかどうかはあれですが、少なくとも生産性を上げていくためには、企業として集約をしていく、もしくはしっかりとした形での事業の承継、引き継ぎなども踏まえながら、ある意味競争力があるところがしっかりと生き残っていく、こういう在り方自体が必要であるということ自体、我々もそのように認識をしていますし、また政策全体としても、より競争力のある中小企業を育成していくという観点から考えているところで、直接お答えになりませんが、すみません。

もう一つ、1億円のところの話は、中小企業税制全体としましては、中小企業に係る租特について所得が15億を超えてくると適用されないという意味で、大企業から中小企業なりしても、必ずしも全ての中小企業税制が適用されるわけではないというところで一定遮断されているという面がございます。

一方で、中小企業になると、幾らか別途のところ、損金算入の話だとか、損金の問題であるとか、幾らかあるのだと思います。そういう点については、また税全体の中での議論があると承知をしまして、私のほうから全てしっかりお答えし切れないところがございますが、そのように考えてます。

○中空委員

ありがとうございます。

基本的には、収益性が上がらなかつたら企業として生き残る意味はないと私は考えますので、将来的にも中小企業をどう扱うべきか、また教えていただければと思います。ありがとうございます。

○赤井座長

佐藤特別委員、お願いします。

○佐藤特別委員

今回は、中小企業庁から、法人税の特例とか投資促進税制とか経営強化税制とか、幾つかの租特について御紹介いただきましたが、EBPM的に考えると、問いはこういう税制が効果があったかどうかということ以上に、どういう属性の中小企業にそれが効いていて、どういう属性の企業には効いていなかったのか、その識別だと思っております。

中小企業という概念自体が、十把一絡げ、あるいは玉石混交と言うべきなのか、実は全く異なる属性を持つ企業を同じくくりにしてしまっているところに問題があるような気がします。

うちの学生に中小企業と聞くと、スタートアップとかベンチャーを想起する人もいますし、下町ロケットではないが、町工場で優れた技術を持っている企業を考える人もいます。それから、申し訳ないが、建設業とか介護関係は生産性が乏しい、そういう弱者的な中小企業を想起する人もいます。

中小企業が何なのかということ。中には、申し訳ないが、某新聞社とか芸能事務所とか、実は大企業的なのに資本金を1億円以下に抑えているところもあるわけです。ぶっちゃけて言うと、中小企業でも様々な属性を持っていて、それらに同じように効果を持つような税制を考えるというのはもともと無理な話だと思っております。

もし、今後EBPMをやられるというのであれば、ぜひ効果のある範囲の属性を明らかにしてもらおう。それは、集中的にというか、分野を絞ってという言い方になるのかもかもしれませんが、どういう属性の企業に対して政策減税を行うか、あるいは続けていくかということの判断ができるのだと思っております。そのところはぜひ御留意いただければと思います。

それに関わるのですが、そろそろ中小企業の定義を変えたほうがいいのではないかと。資本金1億円というよりは、売上とか、従業員数とか、経営の実態を見て判断をしていくことが問われてくると思います。

だからこそマイクロ分析が必要なのですが、中小企業の全体像を全体で議論するよりは、セグメント別に分けて、スタートアップから年数がたった中小企業、あるいは産業分野の違いであるとか、そういったところを見てこれから議論していくことが求められると思います。

以上です。

○赤井座長

片桐教授、お願いします。

○片桐法政大学経営学部准教授

手短に2点ほど申し上げたいと思います。

1点目がデータについてで、ほかの委員の先生方も、データを集める重要性みたいなことをずっとおっしゃっていて、それは重要だと思うところですが、こういった分

析で効果検証が難しいのは、データがあったとしても、例えば設備投資の優遇もそうですが、頑張ったところに優遇措置を与えるというのが基本姿勢ですので、優遇措置を受けたから頑張って設備投資にいい効果が出たのか、もともとそういう前向きな企業に対して優遇が後追いで行っただけなのかというのは、定義上識別できない。これはマイクロデータがあってもできないので、その因果関係のところがうまく識別できないと、せっかく苦労してデータを集めたのに効果の検証がぼんやりしてしまうことになりかねない。

幾つか重要な点として、いきなりやるのは難しいと思うのですが、優遇措置みたいなものをランダムに割り振って行って、それを受けたところと受けていないところを比べるとか、あとは資本金だと操作が可能になってしまいますので、例えば企業の年齢みたいなものに依存して政策の可否を決めるとか、EBPMをやっていく上でこれだとクリアな分析ができるというところまである程度高いバーを設定した上でデータを集めるということを、特に財務省というよりも中小企業庁なんかが率先してやっていくことがEBPMをやっていく上での重要な点なのかと思います。

もちろん、そういうことをやると、公平性の観点から見て、何でライバル企業だけ優遇があつてうちはないのだとか、公平ではないのではないかみたいないろいろな議論があると思うのですが、そういった議論とEBPMから得られることのメリットみたいなものを比較しながら、データの作り方みたいなところは高いバーを設定して考えていくことが重要であるというのが1点目であります。

2点目は、先ほど宮本さんから出たこととほとんど一緒ですが、私自身もマクロ経済学とか経済成長みたいなところが専門ですので、そういったところからのコメントです。

先ほど資料の中でも、中小企業の行動変容を促したのかと。つまり、こういった制度を使うことによって前向きな設備投資があつたのかなかったのかというところに議論が集中するわけですが、もうちょっと重要な点としては、EBPM、それはそれでやればいいと思うのですが、結果が出たときに、行動変容を促したからそれがマクロ的に見ていい税制なのかどうかというのは全く別問題であると思います。

むしろマクロの成長といった観点から言うと、あるカテゴリーに入るサイズの企業だけを優遇して経済全体の成長にプラスの影響が及ぶというのは、よほど限られた状況ではないと起きないですし、むしろマクロ経済学なんかをやるときに初めにやる演習は、規模に応じた政策、size-dependent policyというのは成長を下げる一番やってはいけない政策の例として習うわけですので、例えば金融危機なんかがあつて金融制約の影響を非常に強く受ける特定のカテゴリーを緊急避難的に優遇するというのはあるにしても、平常時もそれをずっとキープするというのは、マクロ経済のパフォーマンスを考える上で合理性はないという気がしております。

もちろん、こういった優遇措置のKPIは経済成長とかマクロパフォーマンスだけで

はなくて、中小企業はパフォーマンスが上がりにくくてかわいそうだから助けてあげるといいたい、そういう平等の観点もあるとは思いますが、完全になくすというのは難しいかもしれませんが、成長力を底上げしていくことの重要性は高まっていると思いますので、こういった政策は特別な状況だけやって、基本的にはなくしていく方向で考えるというのが個人的にはいいと感じております。

○赤井座長

國枝教授、お願いします。

○國枝中央大学法学部教授

中小企業の法人税に係る軽減税率は、皆さんがおっしゃったような理由で廃止・縮小が望ましいと思います。

中小企業投資促進税制・同経営強化税制ですが、こちらは財務省の資料5ページで、労働生産性が増えていないということで効果がないのではないかと。特に制度としては経営強化税制のA類型ですが、この分野で有名な論文でグールズビー教授の論文がありますが、こういった税制優遇は、対象企業ではなくて、そこに設備を売っている企業の利益になるだけなのではないかという批判があります。この制度では業界にまさに対象を決めさせるということをやっているのです、枠組みとして非常に問題があると思います。

それから、目標ですが、中小企業庁の御説明の中で、投資促進税制の①の売上高、これは需要サイドなのであまり意味がない目標だと思いますし、経営強化税制について、キャッシュフローの8割を設備投資と言っていますが、これも一体どういう理論的な裏づけがあるのか、目標としてちょっと分からないと思います。

あとは、17ページで、税制を利用した企業とそうでないところを比べていますが、これは当然ながら税制を利用する企業はもともと設備投資の意欲が旺盛なところですから、こういう単純な比較では意味がないということになる。ですので、15ページのような分析が必要になってくるのですが、ただ、これを見たときに、逆に対照群のほうを見てみると、実は労働生産性とかみんな下がっているということで、これもほかの委員からも指摘がありましたが、労働生産性が下がっているわけですから、そういうところについてはむしろ退出してもらうことが重要かと思います。

○赤井座長

伊芸教授、お願いします。

○伊芸慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授

私は最後ですが、細かいところはこれまで先生方がおっしゃられたところは全て同意というところで、大きなところで主にEBPM的なところのコメントをしますと、まずは、EBPMをやればいいというわけではなくて、グラフで分析すればいいということではなくて、それがゴールではなくて、それは議論のスタートになるわけです。なので、こういったことについては、結果が出た後にどう議論するかということ踏まえて資

料等を作られて考えていかれると、もっとよりよい資料になると思いますし、もっとよりよい議論になるのではないかと思います。

分析をした後の議論を踏まえて分析の内容を考えるという観点では、やはり外部の研究者をどんどん入れていくというのがかなり重要だと思います。今日これまで先生方から御指摘があったところは、もしかしたら事前に想定されていたところもあったかもしれない。そうなりますと、そういったことを踏まえて資料を作るというところも今後は生きてくるのではないかと思います。

あとは、中小企業庁の資料を見て、特にアンケート部分についても、やはりエビデンスがあればいいのではなくて、エビデンスの質が問われてくる。今後、特にそれは問われてくると思うのです。これまで、どんどんデータを取りなさい、データを取ったほうがいいという話がいっぱいありましたが、今後はデータを取った上でどう分析するか、誰が分析するかというのは非常に重要なポイントだと思います。

中小企業庁の職員の方が分析をしてしまうと、何らかの手心だったり、分析の見方が変わってくる可能性もありますし、エビデンスの質を高めていくという意味では、外部の研究者をどんどん入れていって、透明性を高く分析をされていくと、より説得力の高いエビデンス、それがまさに最終的にはより効果的な制度構築につながっていくのではないかとこの観点で、ただエビデンスをつくるだけではなくて、より効果的な、より質の高いエビデンスをつくるという形で今後進めていただけるとよいと思いますし、重要なポイントとしては、外部の専門家をどんどん招き入れて、建設的な議論をしていくというのが大事だと思いました。本日の皆さんのお話を聞きながらも、特にその思いを強くしました。

○赤井座長

私からも一言。

この特例税率等、延長要望が出ていますが、目標を達成していないということであれば、これまでの措置がどうして達成できなかったのか、そういうところを明らかにしないと、そのまま延長だとまた達成できないこともありますので、単純な形の延長よりは、調べるという意味で、まさに今日議論していたEBPM、そういうところを詰めていくというのが大事だと議論を聞いていて思いました。ほかのところも、全てデータで検証していくということが大事なのかと。

ただ、データの問題とか、どのように識別するのかなど、たくさん問題もありますので、一つ一つ積み重ねてEBPMという方向で進めていくことによって、よりよい税制が何なのかを見極め、良い税制により近づくことができると思いました。ありがとうございます。

それでは、本日は、「近年の法人税改革の振り返り」、「租税特別措置の検証」といった議題に対して、EBPMの観点から大変有益な御意見を皆様から頂戴しました。ありがとうございます。

この辺りで議事は終了したいと思います。

会議の内容につきましては、この後、事務方から記者ブリーフで紹介したいと思います。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。これで終わりたいと思います。

[閉会]